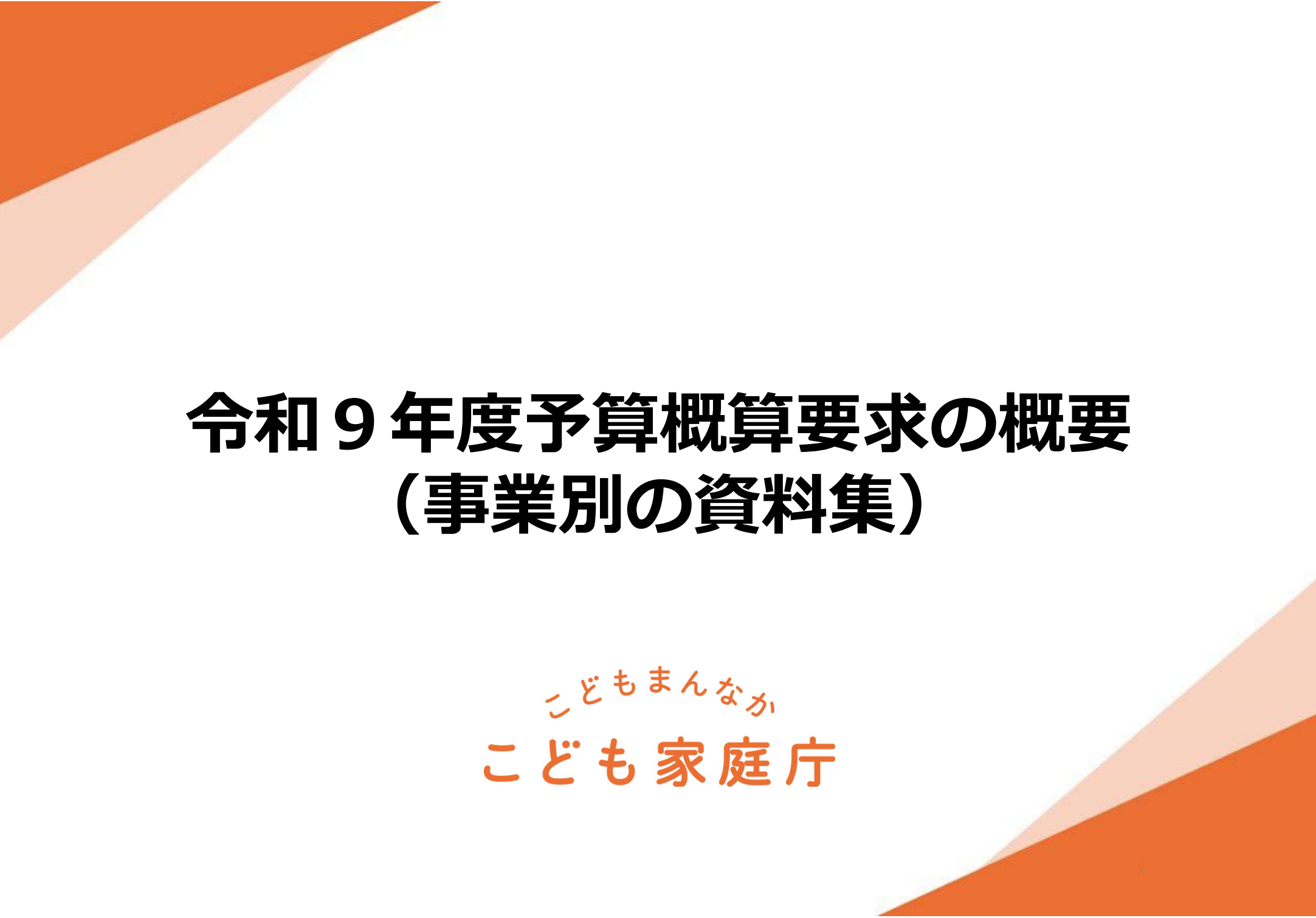




令和9年度予算概算要求の概要 (事業別の資料集)

こどもまんなか
こども家庭庁

令和9年度概算要求額 1兆9,174億円 + 事項要求

事業の目的

- 子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支給する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。
- 教育・保育給付認定を受けた小学校就学前の子どもが、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業等）を利用する際に施設型給付費等を支給する市町村に対し、支給に必要な費用の一部を負担するため交付金を交付する。

事業の概要

- 教育・保育給付認定を受けた小学校就学前の子どもが、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業等）を利用する際に施設型給付費等を支給する市町村に対し、支給に必要な費用の一部を負担するため交付金を交付する。

【主な事項要求】

◇社会保障の充実

令和9年度に実施する「量的拡充」及び「質の向上」に必要な経費について確保する（消費税引上げ以外の財源も含む）。

◇新しい経済政策パッケージの実施

「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化等については、予算編成過程において検討する。 等

併せて「こども未来戦略」に基づき、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進める。

実施主体等

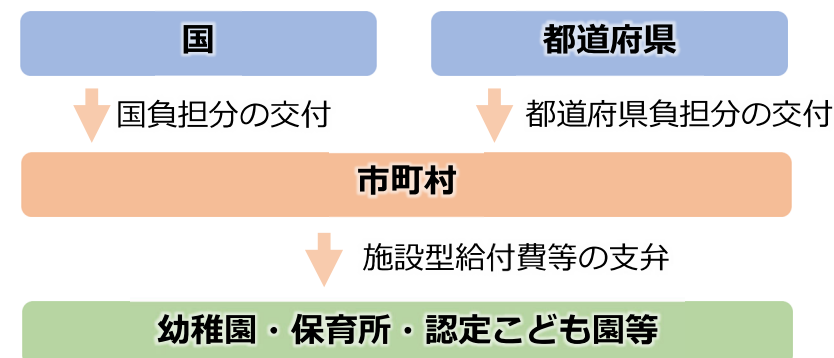
【実施主体】 市町村
【負担割合】

	国	都道府県	市町村
施設型給付（私立）	1 / 2	1 / 4	1 / 4
地域型保育給付（公私共通）	1 / 2	1 / 4	1 / 4

※公立の施設型給付については、地方交付税により措置

※0～2歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合

※1号給付に係る国・地方の負担については、経過措置あり



令和9年度概算要求額 18億円+事項要求

事業の目的

- 子ども・子育て支援法に基づき、「認可化移行運営費支援事業」及び「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業」の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。

施策の内容

認可化移行運営費支援事業

認可保育所又は認定こども園への移行を希望しており、かつ、認可保育所の設備及び職員配置に関する基準を満たす見込みのある認可外保育施設に対して、運営に要する費用の一部を補助する事業

幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業

幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園への移行に向けて、保育所と同様に11時間の開園（長時間預かり保育）を行う私立幼稚園に対して、運営に要する費用の一部を補助する事業

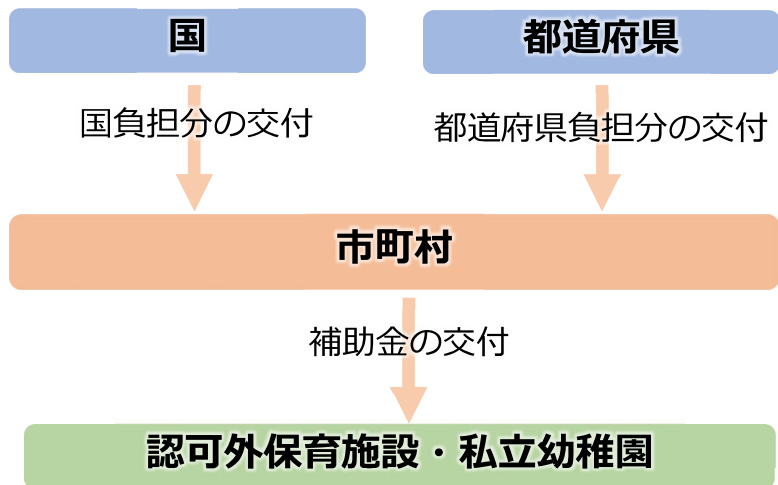
実施主体等

【実施主体】

市町村

【補助率】

- 指定都市、中核市が実施する場合
国 1/2（指定都市・中核市 1/2）
- その他の市町村が実施する場合
国 1/2（都道府県 1/4・市町村 1/4、指定都市・中核市 1/2）



令和9年度概算要求額 828億円+事項要求

事業の目的

- 子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支給する施設等利用給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援するとともに、こどもの保護者の経済的負担を軽減する。

【実施主体】市町村 【負担割合】国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4（原則）

事業の概要

市町村は、①の支給要件を満たしたこどもが②の対象施設等を利用した際に要する費用を支給。

①支給要件

以下のいずれかに該当するこどもであって市町村の認定を受けたものが対象

- ・ 満3歳から5歳まで（小学校就学前まで）のこども
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性があるこども

②対象施設等

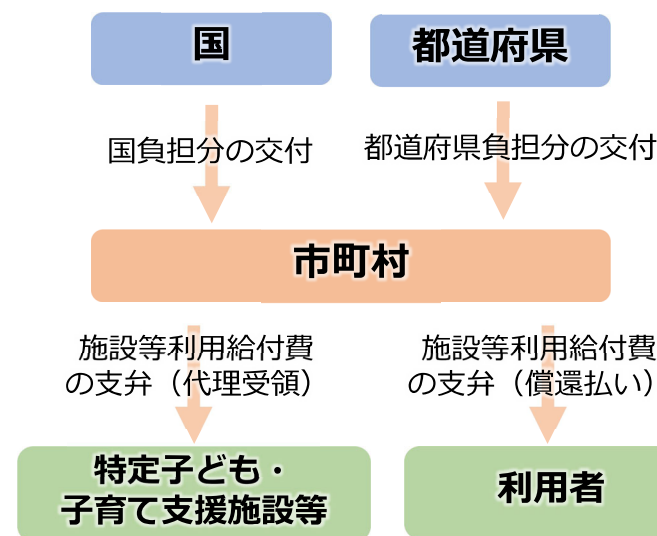
子どものための教育・保育給付の対象外である認定こども園、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設（※）、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものが対象。

（※）認可外保育施設については、児童福祉法に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすことが必要。

ただし、令和12年3月末までの間は、都道府県知事が個別に指定する場合に限って、例外的に基準を満たした施設とみなして無償化の対象となる。

【給付上限額】 ※令和8年10月～見直し

給付単価（月額）	～R8.9月末	➡	R8.10月～
認可外保育施設等（0～2歳）	42,000円	(+3,700円)	45,700円
認可外保育施設等（3～5歳）	37,000円	(+3,300円)	40,300円
新制度に移行していない幼稚園（私学助成園）	25,700円	(+2,300円)	28,000円
預かり保育等（0～2歳）	16,300円	(+1,400円)	17,700円
預かり保育等（3～5歳）	11,300円	(+1,000円)	12,300円



令和9年度概算要求額 359億円

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が支給する乳児等のための支援給付の支給に要する費用を負担することにより、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とする。

事業の概要

- 【対象児童】 保育所、認定こども園、地域型保育施設、企業主導型保育施設に在籍していない生後6か月から満3歳未満のこども
- 【実施事業所】 保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター 等において設備運営基準を満たした事業所
- 【実施方法】 一般型又は余裕活用型
- 【基本単価】 こども一人1時間当たり0歳児：1,700円、1・2歳児：1,400円（内閣府令で定める月の利用可能時間（10時間）を上限）
- 【加 算】 障害児、要支援家庭のこども、医療的ケア児を受け入れる場合の加算、初回対応加算、生活困窮家庭等負担軽減加算、賃借料加算、特別地域加算、保護者支援面談加算

実施主体等

- 【実施主体】
市町村（特別区を含む。）
- 【負担割合】
支援納付金：1/2 国：1/4 都道府県：1/8 市町村：1/8

